

## 広島県犯罪被害者等支援条例（素案）に関する 県民意見募集の結果について

### 1 要旨・目的

犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができる社会の実現のため、制定に向けて検討を進めている広島県犯罪被害者等支援条例について、素案に関する県民意見募集の結果を報告する。

### 2 現状・背景

本県の刑法犯認知件数における凶悪犯・粗暴犯は、依然として1,100件を超えており、県民の誰もが予期せぬ重大な犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等となる可能性がある。

県では、総合計画に「犯罪被害者等への支援」を位置付け、取組を推進してきたが、犯罪被害者等支援の窓口には、依然として様々な相談が寄せられていることに加え、自ら被害を訴えることが困難で、支援が十分に行き届いていない犯罪被害者等も少なくない。

こうした状況を踏まえ、多様な主体が協力し、必要な支援が途切れることなく提供される体制を構築するとともに、社会全体の理解と配慮を促進し、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会を実現するため、広島県犯罪被害者等支援条例を制定する。

### 3 県民意見募集の概要

#### (1) 実施対象

県民

#### (2) 実施期間

令和3年11月19日（金）から令和3年12月20日（月）までの間

#### (3) 募集内容

広島県犯罪被害者等支援条例（素案）に関する御意見

#### (4) 実施結果

県民意見を踏まえ、文言を一部修正する。詳細は、別紙のとおり。

### 4 スケジュール

令和4年2月定例会に条例案を提案

### 5 その他（関連情報等）

#### ○検討経緯

時期	広島県犯罪被害者等支援検討会	生活福祉保健委員会
6月	第1回開催（犯罪被害者等の状況等意見聴取）	第1回検討会の開催結果を報告
8月	第2回開催（骨子案について意見聴取）	骨子案について説明
11月	第3回開催（素案について意見聴取）	素案について説明

## 広島県犯罪被害者等支援条例（素案）に関する 県民意見募集の実施結果

### 1 実施期間・提出人数等

【実施期間】令和3年11月19日～令和3年12月20日

【提出人数】6人

【提出方法】電子メール等：5人，郵送：1人

### 2 意見の内容と県の考え方・対応

No.	意見の内容	県の考え方・対応
1	<p>第1条（目的）において、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会」と記載しているが、犯罪被害者等が失ったものは、元通りにならず、どんなに時間が経過しても平穏な生活は戻ってこない。逆に、この記載は、犯罪被害にあっても、再び平穏な生活を送るようにならないといけないというプレッシャーを感じる。その続きの文章で「誰もが安全・安心を実感して暮らせる社会の実現」とあるが、「犯罪被害者等も安心して暮らせるようになるまで」という記載の方が適している。</p>	<p>犯罪被害者等が失ったものは、元通りにならないとのお言葉は、重く受け止めております。</p> <p>県としては、犯罪被害者等が、社会全体の理解と配慮のもと、被害の軽減・回復に向けた支援を受け、早期に生活を再建し、継続することができる社会を実現したいと考えており、第1条において、将来の社会像として、犯罪被害者等基本法の基本理念も踏まえ、「犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会」と記載しております。</p> <p>一方で、この記載における「再び」という文言が、「元通り」というイメージにつながると考えますので、「再び」という文言を削除します。</p>
2	<p>被害者調査の中で、被害者が感じる二次被害で一番多かったものが「間違った報道」、その次に「被害者へのプライバシーのなさ、配慮のなさ」であったことから、第2条（定義）の第4号に記載のある「過剰な報道」※は適当ではない。</p>	<p>御指摘を踏まえ、第2条第4号に「事実と異なる報道」を追記します。なお、「過剰な取材」についても、二次被害の要因となる行為と考えますので、こちらも併記します。</p>

※素案における記載は、「過剰な取材」

No.	意見の内容	県の考え方・対応
3	<p>犯罪被害者等基本法では、「国の責務」、「地方公共団体の責務」、「事業者の責務」、「国民の責務」と記載されており、全て「責務」で統一されている。一方で、県条例では、県を「責務」とし、他の主体は「役割」としており、疑問を感じる。「役割」とすることで、各主体の意識に違いが出ることも考えられるため、犯罪被害者等基本法と同様に全て「責務」とする必要がある。</p>	<p>犯罪被害者等基本法において、既に各主体へ責務が課されている中、県以外の主体について、条例で新たに責務を課すことは慎重になるべきと考えています。</p>
4	<p>第4条（県の責務）に「責務を有する」と記載する一方、第8条（推進体制の整備）、第10条（財政上の措置）は、「努めるものとする」と消極的な記載となっている。これらの条項は、犯罪被害者等支援を適切に行うために重要な条項であるし、県条例は、市町レベルでの条例が制定されていない市町の住民にとっては、支援の拠り所となるものであることから、より積極的な記載をするべき。</p>	<p>第4条では、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を規定しており、その責務の内容を具体的に規定するものとして、第2章及び第3章を設けています。したがって、これらの章に規定する取組についても、県は、実施する責務があると考えていますので、条例の記載としては、現行のとおりとさせていただきます。</p>
5	<p>第11条（相談、情報の提供等）において、「必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通する者を紹介する」と記載しているが、この記載だと、支援センターを紹介するだけで役目を果たしていることになってしまう。県が、対人援助の専門職員を置き、市町や関係機関とのコーディネート機能を担うことが重要であるので、踏み込んだ記載が必要である。</p>	<p>県が、対人援助の専門職員を置き、市町や関係機関との連絡を円滑にすることは、条例の「必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通する者を紹介する」と記載している部分の具体化策の一つだと考えられますので、条例の記載としては、現行のとおりとさせていただきます。</p>
6	<p>第13条（経済的負担の軽減）について、見舞金の支給など、もう少し踏み込んだ記載が必要である。</p>	<p>見舞金の支給は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図る施策の一つだと考えられますが、幅広く施策を推進する観点から、条例の記載としては、現行のとおりとさせていただきます。</p>

No.	意見の内容	県の考え方・対応
7	<p>第21条（人材の育成）、第22条（民間支援団体に対する支援）について、支援する側のクオリティの向上は、支援の充実と、犯罪被害からの回復につながるため、非常に重要な条項である。支援する側の教育・講習等の充実は不可欠であることを知っていただき、市町をひっぱり役目を果たしてもらいたい。</p>	<p>いただいた御意見は、条例に基づく具体的施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
8	<p>第23条（被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援）について、相談しやすい環境づくりは大切であるが、より能動的に犯罪被害者等の存在を把握できるようにすることも必要である。</p>	<p>いただいた御意見は、条例に基づく具体的施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
9	<p>第23条（被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援）について、性犯罪・性暴力被害は、女性が遭うものと考えられがちだが、男性の被害者も一定数いる。被害の性質上、男性は、相談しにくい状況が想定されるため、男性に対する支援もしっかりとして欲しい。</p>	<p>いただいた御意見は、条例に基づく具体的施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
10	<p>条例中に、「被害者理解についての学校教育の必要性」に関する条文がない。国連や世界被害者学会でも、発達期の被害者理解教育の重要性が強調されており、ここ最近他県で作られた条例においても、学校教育に関する条文が設けられている。自然災害による被害と同様に犯罪被害についても学校教育が必要であり、条文を設けて欲しい。</p>	<p>第20条（県民等の理解促進）において、「教育活動、広報活動等を通じて」と規定しており、学校における教育活動もこの条項に基づき実施することとしております。いただいた御意見は、条例に基づく具体的施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>
11	<p>犯罪等による精神的影響は、長期に渡るため、被害後の心のケア等のサポートの充実をお願いします。</p>	<p>犯罪等による精神的影響からの回復に係る施策については、第14条（心身に受けた影響からの回復）に規定しています。いただいた御意見は、条例に基づく具体的施策の検討に当たり参考とさせていただきます。</p>

No.	意見の内容	県の考え方・対応
12	被害後、加害者の氏名等は伏せるにも関わらず、犯罪被害者等の氏名等が公表される場合がある。犯罪被害者等のプライバシー保護に係る条項を設けて欲しい。	第15条（安全の確保）において、「犯罪被害者等に係る個人情報の取扱いの確保等必要な施策を講じる」としており、犯罪被害者等のプライバシーの保護に係る施策についても、この記載に基づき実施することとしております。
13	犯罪被害者等は、加害者からの逆恨みや仕返しを恐れているケースも多いと考えられるため、警察と連携して、加害者の住所や出所情報を教示する仕組みを構築するべきである。	犯罪被害者等の安全の確保に係る施策については、第15条（安全の確保）に規定しています。いただいた御意見は、条例に基づく具体的施策の検討に当たり参考とさせていただきます。

## 広島県犯罪被害者等支援条例（新旧）

新（素案修正後）	旧（素案）
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会及び誰もが安全・安心を実感して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、<u>並びに報道機関（報道を業として行う個人も含む。）による事実と異なる報道、過剰な取材等</u>により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失、プライバシーの侵害等の被害をいう。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 1, 2 (略)</p> <p>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第5条～第24条 (略)</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等が<u>再び</u>平穏な生活を営むことができる社会及び誰もが安全・安心を実感して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人も含む。）による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失、プライバシーの侵害等の被害をいう。</p> <p>(5)～(12) (略)</p> <p>（基本理念）</p> <p>第3条 1, 2 (略)</p> <p>3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、<u>被害を受けたときから再び</u>平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。</p> <p>第5条～第24条 (略)</p>

# 広島県犯罪被害者等支援条例（修正後全文）

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会及び誰もが安全・安心を実感して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等の被害を軽減又は回復する取組及び社会全体の理解を深め、配慮を促進する取組をいう。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、並びに報道機関（報道を業として行う個人も含む。）による事実と異なる報道、過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失、プライバシーの侵害等の被害をいう。
- (5) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。
- (6) 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。
- (7) 県営住宅 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例（平成9年広島県条例第13号）第2条第2号に規定する公営住宅及び同条第3号に規定する改良住宅をいう。
- (8) 子供 満18歳未満の者をいう。
- (9) 障害者 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者をいう。
- (10) 高齢者 満65歳以上の者をいう。
- (11) 性犯罪・性暴力被害者 犯罪等により性的な被害を受けた者をいう。
- (12) 配偶者からの暴力による被害者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2号に規定する被害者をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい対応を保障されることを旨として推進するものとする。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪

被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする。

- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。
- 4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下で推進するものとする。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(県民の役割)

第5条 県民は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、事業を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

(民間支援団体の役割)

第7条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用して、犯罪被害者等支援を推進するよう努めるものとする。

## 第2章 推進体制等

(推進体制の整備)

第8条 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

(取組方針の策定)

第9条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する取組方針（以下「方針」という。）を定めるものとする。

- 2 方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方
  - (2) 犯罪被害者等支援に関する施策の方向



(3) 前2号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 県は、毎年度、方針に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(財政上の措置)

第10条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

### 第3章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第11条 県は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第12条 県は、損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供等必要な施策を講じるものとする。

(経済的負担の軽減)

第13条 県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第14条 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講じるものとする。

(安全の確保)

第15条 県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。

(居住の安定)

第16条 県は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講じるものとする。

(雇用の安定)

第17条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講じるものとする。

とする。

(刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等)

第18条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等必要な施策を講じるものとする。

(保護、捜査等の過程における配慮等)

第19条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講じるものとする。

(県民等の理解促進)

第20条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策、並びに二次被害が生じることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講じるものとする。

(人材の育成)

第21条 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第22条 県は、民間支援団体に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援)

第23条 県は、子供、障害者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、被害を認識するための啓発活動、被害について相談しやすい環境づくりその他の必要な施策を講じるものとする。

(重大事案における支援)

第24条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した場合に、当該事案による犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、県、市町、民間支援団体その他関係機関による支援体制の整備その他の必要な施策を講じるものとする。